

財形持家個人融資を受けるための勤労者の要件

年	財形貯蓄に関する要件		貸付限度額	
	加入年数	貯蓄残高	財形貯蓄残高の倍数	上限額
昭和50年	3年以上		2倍	1,000万円
昭和53年			3倍	1,500万円
昭和57年			5倍	2,000万円
昭和62年	1年以上	50万円以上	10倍	財形貯蓄残高 50万円以上100万円未満の者 500万円 100万円以上200万円未満の者 1,000万円 200万円以上の者 2,000万円
昭和63年				財形貯蓄残高 50万円以上100万円未満の者 500万円 100万円以上200万円未満の者 1,000万円 200万円以上300万円未満の者 2,000万円 300万円以上の者 3,000万円
平成3年				3,000万円
平成4年				4,000万円

* 財形持家個人融資を受けるためには、上記の要件の他に事業主による勤労者の負担軽減措置を受けることが必要